

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第3版）

山梨県シニア委員会

令和2年5月4日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「改正 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が公表され、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めることが求められてきました。

スポーツ庁においては、改正基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点についてガイドラインを作成し、また公益財団法人日本サッカー協会及び一般社団法人山梨県サッカー協会においては、競技の特性に応じたガイドラインを作成したところであります。

山梨県シニア委員会においても、公益財団法人日本サッカー協会及び一般社団法人山梨県サッカー協会等のガイドラインに基づき、山梨県シニア委員会感染症対策ガイドラインを定め、拡大防止対策を講じる中で、リーグ戦等競技会を実施してきたところです。

このような状況の中、国内においては、感染者数が減少傾向に向いてはいますが、引き続き拡大防止策を講じていくことが国民に求められています。

一般社団法人山梨県サッカー協会においては、今後の感染リスクを想定し【第2版サッカー活動制限ガイドライン】を作成しましたので、本ガイドラインに追記し、改訂することとしました。

なお、今後、当該地域の感染状況を踏まえ、行政機関、公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人山梨県サッカー協会及び施設管理者においてガイドライン等を見直した場合においては、本ガイドラインを見直すことがありますのでご留意ください。

《基本方針》

1 実施・中止の判断

- ・各種報道・県及び市町村などからの情報により感染拡大状況を把握し、県及び市町村または県及び市町村教育委員会の指示、指導又は要請を踏まえて、一般社団法人山梨県サッカー協会（山梨県シニア委員会）で総合的に判断します。
- ・参加チーム、参加者が属する自治体などから移動についての自粛などが求められていないことを判断基準とします

2 実施時における適切な安全対策（共通事項）

- ・リーグ戦等競技会で施設を使用する場合は、各施設の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を遵守してください。
- ・手指を消毒できるよう、消毒液を準備しておき、特に、集合時、活動時、活動終了時に適切に消毒できるよう準備を整えてください。また、消毒液が準備できない場合は、こまめに手洗いを行ってください。
- ・参加者について、リーグ戦等競技会当日の健康状態（発熱の有無、咳・くしゃみなどのかぜ症状がないかの有無等）を把握する体制を整えてください。（別紙：参加者チェックシート）

- ・チーム内で、新型コロナウイルス感染防止対策に対する理解を徹底してください。また、毎日の「健康チェック」を行うなど、感染防止に努めてください。
 - ・チーム・運営者のミーティングは、選手や関係者がソーシャルディスタンスを保つことができ、密集しないような配慮をするとともに、できるだけ短時間で行うようにしてください。
 - ・試合セレモニーにおける握手等、選手及び審判員等が直接触れる行為は避けるようにしてください。
 - ・ピブス等着用品の使い回しは行わず、やむを得ず使う場合は消毒して使用するよう努めてください。
 - ・スクイズボトル・水筒は個人用として準備し、ピッチサイドには置かないでください。
 - ・施設管理者が使用を許可した場所以外は使用しないでください。
- 3 参加チームにおいては、選手やスタッフの健康状態を把握することとし、次の場合はチーム又は当該選手・スタッフの参加を見合わせるなどの対応をとれるようにします。
- ①開催前の14日間に、選手及びスタッフの家族に感染者もしくは濃厚接触者がある場合
 - ②開催前の14日間に、本人及び家族が海外に行ったことが確認できている場合
 - ③開催前の14日間に、選手及びスタッフの居住している市町村において新たな感染者（市中感染・感染経路不明）が発生し、当該市町村により行動自粛要請が出されている場合
 - ④選手及びスタッフ、そしてその家族の当日の体調に少しでも異状（発熱、のどの違和感・痛み、咳、くしゃみ等のかぜ症状）がある場合
- 4 参加チーム等の選手及びスタッフに新型コロナウイルスへの感染が確認された場合
- ①当該チームは、一般社団法人山梨県サッカー協会及び山梨県シニア委員会へ直ちに連絡するとともに保健所の指導に従って行動し、チームの活動は発生から最低14日間停止とします。
 - ②①に加え、感染確認の14日までさかのぼり、感染確認当該チームと対戦もしくは同一会場に集まったチームについては、保健所の指導があった場合はそれに従ってください。
- 5 一般社団法人山梨県サッカー協会関係者（選手・指導者。審判員・事務局職員等）が新型コロナウイルス感染及び濃厚接触者対象の時の活動制限については次のとおりとします。（一般社団法人山梨県サッカー協会における決定事項）

	活動制限対象パターン		F A 活動制限
感染	本人	選手本人が要請	チーム活動は14日間停止
	同居人	選手の同居人が要請（家族）	
濃厚接触者対象	本人	選手本人が陽性者の濃厚接触者対象となる	公式・非公式問わず対外試合は更に14日間停止
	同居人	選手同居人が陽性者の濃厚接触者対象となる	

また、次のとおり報告においても義務化する。

「本人は速やかにチーム責任者に報告する」 ⇒ 「チーム責任者は速やかに、山梨県シニア委員会及び一般社団法人山梨県サッカー協会に報告する」

- 6 新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者対象を含む）が発生したときに迅速に対応することを目的に、県外チームとの対外試合（県内会場を含む）の行う場合は、事前計画書（別紙）を

作成し、山梨県シニア委員会及び一般社団法人山梨県サッカー協会に提出することになります。(一般社団法人山梨県サッカー協会における決定事項)

7 リーグ戦等競技会の運営等について(各カテゴリー及び利用施設共通)

集合時：①チームにおいて、個人の健康管理及び行動管理のチェックを行い、参加者チェックシート(山梨県シニア委員会：チーム用)を作成し、大会本部又は運営チームへ提出すること。

個人においては、健康観察チェックシートにより、検温を行い健康管理に努めること。

※検温は開催日の朝、個人(家庭等)で行い代表者に必ず報告すること。

②施設利用にあたっては、利用誓約書、利用者名簿(押原公園：別紙)、健康確認チェック表(農村公園：別紙)の提出を求められているため、書類はチームごとに作成し、大会本部又は運営チームへ提出すること。また、運営チームは利用者名簿・健康確認チェックシートを施設の管理事務所へ提出すること。

上記2施設以外の施設利用に際しては、施設のガイドライン等を遵守すること。

③施設利用にあたって、荷物は決められたエリアに一定の間隔で密接にならないように置くこと。

④指導者及び選手必ずマスクを持参(着用)すること。試合中以外はマスクの着用は必須(移動、準備、片付け等)。なお、指導者・控え選手等は試合中、マスクを着用すること。

⑤集合時間については、第1試合の開催中は、3試合目以降のチームは集合しないなど、集合時間をできるだけ遅らせ密とならないよう心がけること。

試合開始前：

①メンバー表と選手証提出を試合開始30分前までに提出すること。なお、選手証は登録一覧表とする。

②KICKOFFを行うチーム及びエンドは事前に決定することとし、整列時には選手確認と用具チェックのみとする。

③セレモニーは行わず、速やかにポジションに移動し主審の合図で試合を開始する。(チームにおいても円陣等を組まないこと)

試合中：①グラウンドの周りに飲水用のボトル等は置かないこととし、必要に応じて給水タイムを取り入れることとする。

②口に含んだ飲料又は痰・唾等は吐き出さないこと。

③飲料は個人のもので使用し、チームで共有することは禁止する。

④指導者等は大声での指導はしないこと。

⑤ハーフタイムにおいては、給水及び汗拭きは個人で行いチームメイトの手を借りない。また、選手は距離をおき大声での会話は控えること。

指導者においてはマスクを着用の上、指示をすること。

試合終了時：

①通常より距離を取り、センターサークルに整列し挨拶を交わすこと。

②握手やハイタッチは行わない。また、相手チームへのあいさつも省略する。

試合後：①速やかに着替えを行い、長時間滞在することは避けること。

②ごみについては、個人（チーム）で処理すること。

③こまめな手洗い、手指の消毒を心がけること。

運営：①ラインズマンフラッグ等については、副審が割当てられたチームで用意する。

（使用前後において消毒を心がける。）

②運営担当チームは、必ず試合結果報告書、審判報告書、メンバー表及び参加者チェックシートを各カテゴリーの責任者に送付すること。

③ベンチを設置する場合は、通常の2倍のスペースを確保し、ベンチ内の人の動きに注意、密の危険性を感じたら必要に応じて対応すること。

8 新型コロナウイルス禍における活動基準（一般社団法人山梨県サッカー協会）

※添付資料参照

9 その他

①リーグ戦における実施要項についてはカテゴリー毎に、また他の競技会やイベントについては、山梨県シニア委員会で別に定めることとする。

②練習等で各施設を使用する場合は、各利用施設のガイドライン等を必ず遵守すること。

9 参考：活動を再開する上での留意点（JFA）

体調チェックの励行

毎日本調チェックを行い、下記に該当する場合は参加を見合わせるようにしましょう

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去に14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

3つの密を回避

トレーニングあるいはその前後のミーティングにおいても、三つの密を避けましょう

- ・活動中、それ以外の間を含め、周囲の人となるべく距離を空けることを心がけましょう
- ・強度が高い運動、スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けることが重要です
- ・走るトレーニングにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶことは避けましょう

感染予防意識の徹底

新しい生活様式にのっとり感染予防の意識を持ちましょう

- ・マスク持参の上、移動時や着替え時等のスポーツ活動以外の際には、できるだけマスクを着用しましょう
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施しましょう
- ・運動、スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないようにしましょう
- ・プレー中に必要以上に大きな声で会話や応援等はしばらくの間我慢しましょう
- ・タオル、ペットボトルなどの共有は避けましょう
- ・飲食については指定場所で、体面を避け距離を考えましょう（飲みきれなかったドリンク等を指定場所以外に捨てないこと）